

## 行政区(自治会)未加入者に対する共益費の取り扱いについて

行政区未加入者に対する共益費(防犯灯等)の取り扱いについて、白馬村が町村会弁護士に相談した内容をお知らせします。

### ■ 相談内容(白馬村)

白馬村には行政区(自治会)が30地区あります。行政区は任意団体ですが、共益施設である防犯灯等は区が設置し、管理運営しています。

共益施設については、区未加入者も恩恵を受けており、区加入者のみが負担していることは不公平であるとの意見があります。区未加入者から共益施設費を徴収することについてのアドバイスや判例があれば教えてください。

### ■ 回答(町村会弁護士)

自治会問題は、明確な法律定義が無く難しい問題です。

相談に近い内容の判例は過去に2つありました。

- ① 別荘地内にある自治会(権利能力のない社団)が非会員に対し、自治会費と共有施設費(給水ポンプ、防犯灯)の支払いを求めた訴えに対し、共有施設費のみの支払いを認めた判例。
- ② 自治会(権利能力のない社団)が分裂し、所有財産の帰属問題を扱った事例。  
旧自治会が設置した防犯灯の電気料金等を新自治会に対し、世帯数での支払いを求めた判例。  
民法第 703 条の不当利得を基に、防犯灯事業は周辺住人が便益を享受するため、支払いを認めた。

参考:民法第 703 条(不当利得の返還義務)

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

### ■ 相談内容(白馬村)

自治会未加入者にも共益費を請求できることは理解できましたが、防犯灯について、自宅周辺の数台しか受益を受けていないので、その分しか払わない旨の主張が想定されます。また、加入率の低下も懸念されます。

■ 回答(町村会弁護士)

通常、共益費は全体的に受益を受けるものですので、部分的な主張は認められません。  
自治会は任意団体なので、加入率低下と共益費徴収は別に考えるべきです。

■ 相談内容(白馬村)

自治会が加入希望者の加入を拒否した事例について教えてください。

■ 回答(町村会弁護士)

自治会脱会は本人の自由意思ですが、共益費のみの請求化は可能です。一般的に自治会は広く地域の親睦を目的としているため、加入拒否による、昔で言う村八分的な扱いは、敗訴事例もあります。

白馬村では、集落支援員を中心に、行政区(自治会)の課題について研究しています。  
行政区に関してご不明な点やお困りごとがありましたら、お気軽にご連絡ください。

白馬村役場 総務課 企画政策係 (電話:0261-72-7002)